

日の出町告示第111号

令和8年7月2日

書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため、地方税法第20条の2及び日の出町賦課徴収条例第18条の規定に基づき公示送達する。なお、送達すべき書類は、日の出町役場税務課において保管してありますから、申し出があり次第交付いたします。

日の出町長

東 亨

送達すべき書類の名称				送達を受けるべき者	理由
年度	税目	書類名	通数		
令和8年度 (令和7年度相当分)	町民税・都民税・森林環境税	納税通知書	1	THACH LUC	居所不明
令和8年度	町民税・都民税・森林環境税	納税通知書	1	桜井 正勝	居所不明
以下余白					